

徳島県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

一 施行者の名称

小松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画公園事業    九・六・一号日峯大神子広域公園

三 事業施行期間

平成二十八年三月三十一日から

令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし